

通信指令技能指導員制度の制定について

平成23年6月1日
例規(通指)第17号
千葉県警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成23年6月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

通信指令技能指導員制度

第1 目的

この制度は、通信指令技能指導員(以下「技能指導員」という。)の運用に関し必要な事項を定め、通信指令に関する知識及び技能の向上と伝承を図り、組織的に通信指令を担う人材を育成することを目的とする。

第2 技能指導員の種別

- 1 地域部長指定通信指令技能指導員(以下「部長指定技能指導員」という。)
- 2 所属長指定通信指令技能指導員(以下「所属長指定技能指導員」という。)

第3 技能指導員の任務

- 1 通信指令技能に関する実戦的指導(以下「実戦的指導」という。)
- 2 通信指令技能に関する講義、演技式等による教養(以下「集合教養」という。)
- 3 その他、地域部長及び当該所属長が特に必要と認めた事項

第4 技能指導員の指定等

1 部長指定技能指導員の推薦及び指定

- (1) 所属長は、通信指令技能指導員資格要件(別表)の部長指定技能指導員に該当する適任者を、通信指令技能指導員推薦(報告)書(別記第1号様式)により、地域部通信指令課長(以下「通信指令課長」という。)を経由して地域部長に推薦するものとする。
- (2) 地域部長は、前(1)の推薦に基づき、部長指定技能指導員の指定を決定した場合は、通信指令技能指導員名簿(別記第2号様式)を作成し、各署長及び関係課長に送付するものとする。
- (3) 部長指定技能指導員の指定は、地域部長指定通信指令技能指導員指定書(別記第3号様式)によるものとする。

2 所属長指定技能指導員の報告及び指定

- (1) 所属長は、通信指令技能指導員資格要件(別表)の所属長指定技能指導員に該当する適任者を指定しようとする場合は、通信指令技能指導員推薦(報告)書により、通信指令課長を経由して事前に地域部長に報告し、地域部長の承認を得た上で指定するものとする。
- (2) 所属長指定技能指導員の指定は、所属長指定通信指令指導員指定書(別記第4号様式)によるものとする。
- (3) 地域部長は、前記(1)の報告を受け承認した場合は、通信指令技能指導員名簿を作成し通信指令課長に管理させるものとする。

第5 技能指導員の指定解除

1 部長指定技能指導員の指定解除

- (1) 所属長は、人事異動等により指定解除の必要があると認められる場合は、通信指令技能指導員指定解除申請(報告)書(別記第5号様式)により、通信指令課長を経由して地域部長に指定解除を申請するものとする。
- (2) 地域部長は、前(1)の申請に基づき、部長指定技能指導員の指定解除を決定した場合は通信指令技能指導員名簿を作成し、各署長及び関係課長に送付するものとする。

2 所属長指定技能指導員の指定解除

- (1) 所属長は、人事異動等により指定解除の必要があると認められる場合は、所属長指定技能指導員の指定を解除するものとする。
- (2) 所属長は、前(1)により指定を解除した場合は、通信指令技能指導員指定解除申請(報告)

書により、通信指令課長を経由して地域部長に報告するものとする。

第6 技能指導員の運用

1 部長指定技能指導員の派遣による指導教養

- (1) 所属長は、部長指定技能指導員による実戦的指導又は集合教養(以下「実戦的指導等」という。)を依頼する場合は、地域部長指定通信指令技能指導員派遣要請書(別記第6号様式)により、通信指令課長を経由して地域部長に申請するものとする。
- (2) 地域部長は、前(1)の要請を受けた場合は、通信指令課長に關係所属長との調整を下命の上、部長指定技能指導員を派遣するものとする。
- (3) 部長指定技能指導員は、派遣による実戦的指導等教養を実施した場合、実戦的指導等教養結果報告書(別記第7号様式)を作成し、通信指令課長を経由して地域部長に報告するものとする。

2 自所属の技能指導員による指導教養

- (1) 所属長は、技能指導員による指導教養計画を策定し、実戦的指導等を実施するものとする。
- (2) 所属長は、技能指導員による実戦的指導等を実施した場合、実戦的指導等教養結果報告書を作成し、通信指令課長を経由して逐次地域部長に報告するものとする。

別表(第4の1の(1)及び2の(1))

通信指令技能指導員資格要件

区分	資格要件
部長指定技能指導員	地域警察活動に従事し、かつ、次に掲げる全ての要件に該当する者 ○ 通信指令業務の従事経験がおおむね通算5年以上(うち、県本部通信指令室における勤務経験が3年以上)を有すること。 ○ 指導力に優れ、かつ、他の職員の範と認められること。 ○ 通信指令技能検定中級以上の技能を有すること。
所属長指定技能指導員	地域警察活動に従事し、かつ、次に掲げる全ての要件に該当する者 ○ 通信指令業務の従事経験がおおむね通算3年以上を有すること。 ○ 指導力を有し、かつ、他の職員の範と認められること。 ○ 通信指令技能検定初級以上の技能を有すること。

以下様式省略